

法改正の動向について

1 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）

主な改正点

- (1) 児童福祉法の理念の明確化等
 - ・児童の福祉を保障するための原理の明確化
 - ・家庭と同様の環境における養育の推進
 - ・しつけを名目とした児童虐待の防止
- (2) 児童虐待の発生予防
 - ・子育て世代包括支援センターの法定化
 - ・支援を要する妊婦等に関する情報提供
 - ・母子保健施策を通じた虐待予防等
- (3) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
 - ・市町村における支援拠点の整備
 - ・市町村の要対協の機能強化
 - ・児童相談所の体制強化、権限強化等
- (4) 被虐待児童への自立支援
 - ・親子関係再構築支援
 - ・里親委託等の推進
 - ・18 歳以上の者に対する支援の継続

2 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律 （令和元年法律第 46 号）

主な改正点

- (1) 児童の権利擁護
 - ・親権者等による体罰の禁止
- (2) 児童相談所の体制強化等
 - ・介入機能と支援機能の分離
 - ・常勤医師及び保健師の配置
 - ・常勤弁護士配置（これに準ずる措置）
 - ・児童福祉司及びスーパーバイザーの配置基準等
 - ・児童心理司の配置基準
 - ・児童相談所の業務の質の評価
 - ・児童虐待を行った保護者への医学的又は心理的知見に基づく指導
- (3) 関係機関間の連携強化
 - ・DV 対応と児童虐待対応との連携強化
 - ・児童が転居する場合、転居先の児童相談所への速やかな情報提供及び要対協が速やかに情報交換を行うことができるための措置等

（裏面に続く）

3 児童福祉等の一部を改正する法律（案）

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯が顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

主な改正点

- (1) 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
 - ・ こども家庭センターの設置（子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの見直し）
 - ・ 訪問による家事支援、児童の居場所づくり支援、親子関係形成の支援等
 - ・ 児童発達支援センターの役割明確化や、発達支援の類型（福祉型・医療型）一元化
- (2) 一時保護児童等への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
 - ・ 一時保護所の環境改善、民間との協働による親子再統合
 - ・ 里親支援センターを児童福祉施設として位置づけ等
 - ・ 困難を抱える妊産婦等へ一時的な住居や食事提供等
- (3) 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
 - ・ 児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化
 - ・ 社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点の設置
 - ・ 障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の22歳までの入所継続等
- (4) 児童からの意見聴取等の仕組み整備
 - ・ 入所措置や一時保護等の際の児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた環境整備
- (5) 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
 - ・ 児童相談所が一時保護を開始する際、裁判官に一時保護状請求等の手続導入
- (6) 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上
 - ・ 虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応について十分な知識・技術を有する者を児童福祉司の任用要件に新たに追加

- 子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入。
 - 認定資格の取得状況等を勘案し、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備。
 - 能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討。
- (7) 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組みづくり）
 - ・ 児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化等

施行期日

令和6年4月1日 ※(5)及び(7)の一部については、それぞれ政令で定める日